

議案第 5 4 号

三次市指定重要文化財の指定について

三次市文化財保護条例(平成 1 6 年条例第 1 3 2 号) 第 3 条の規定により, 次の物件を三次市指定重要文化財に指定することについて, 議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

- 1 件数 4 件
- 2 内容

種別	名称	所在地	保存団体 所有者
民俗文化財	信原田楽大花田植え	三和町下板木	下板木コミュニティ
記念物	光守のカツラ	作木町光守水谷 10195 番地 6 号	亀崎 和浩
記念物	大津のアスナロ	作木町大津字折敷谷 501 番地 2 号	高田 一男
記念物	伊賀和志のイヌマキ	作木町伊賀和志座上原 10022 番地	齋木 守

令和8年3月16日

三次市文化財保護委員会
委員長 加藤 光臣 様

三次市教育委員会
教育長 迫田 隆範



三次市指定文化財の指定について（諮問）

このことについて、文化財保護法（平成19年3月30日法律第7号）
第190条第2項並びに三次市文化財保護委員会規則（平成16年9月
9日教育委員会規則第36号）第2条第1項の規定によって、貴会の意
見を求めます。

【諮問する文化財】

無形民俗文化財 信原田楽

件数 1件

令和 8 年 3 月 16 日

三次市教育委員会
教育長 迫田 隆範 様

三次市文化財保護委員会
委員長 加藤 光臣



三次市指定文化財の指定について（答申）

令和 8 年 3 月 16 日付けで諮問のこのことについて適当と認めます。

【新たに指定をする文化財】

無形民俗文化財 信原田楽

件数 1 件

令和 8 年 3 月 1 6 日

三次市文化財保護委員会
委員長 加藤 光臣 様

三次市教育委員会
教育長 迫田 隆範



三次市指定文化財の指定について（諮問）

このことについて、文化財保護法（平成 1 9 年 3 月 3 0 日法律第 7 号）
第 1 9 0 条第 2 項並びに三次市文化財保護委員会規則（平成 1 6 年 9 月
9 日教育委員会規則第 3 6 号）第 2 条第 1 項の規定によって、貴会の意
見を求めます。

【諮問する文化財】

天然記念物	光守のカツラ
	大津のアスナロ
	伊賀和志のイヌマキ

件数 3 件

令和8年3月16日

三次市教育委員会
教育長 迫田 隆範 様

三次市文化財保護委員会
委員長 加藤 光臣



三次市指定文化財の指定について（答申）

令和8年3月16日付けで諮問のこのことについて適当と認めます。

【新たに指定をする文化財】

天然記念物	光守のカツラ
	大津のアスナロ
	伊賀和志のイヌマキ

件数 3件